

筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する  
県西総合公園施設の管理に関する条例

平成12年4月14日  
条例第7号

改正 平成17年3月28日条例第3号 平成18年11月8日条例第10号  
平成20年2月15日条例第3号 平成22年2月19日条例第2号  
平成25年2月13日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、茨城県が設置する県西総合公園内において、筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する有料施設（以下「組合管理有料施設」という。）の管理に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(組合管理有料施設)

第2条 組合管理有料施設は、次のとおりとする。

- (1) バーベキュー広場
- (2) 野外ステージ
- (3) ターゲット・バードゴルフ場
- (4) 多目的運動広場

(管理)

第3条 組合管理有料施設は、地域住民のコミュニティの場として常に良好な状態において管理し、レクリエーションの振興に資するよう最も効率的な運用を図らなければならない。

(使用の許可)

第4条 組合管理有料施設を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の許可に際し、管理上必要があると認めるときは条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 管理者は、次の各号の一つに該当するときは、組合管理有料施設の使用の許可を取り消し、若しくは使用を中止し、又は組合管理有料施設から退去を命ずることができる。

- (1) 組合管理有料施設を使用する者が、この条例等に違反したとき。
- (2) 組合管理有料施設を使用する者が、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、組合管理有料施設の管理上支障があるとき。

(使用料)

第6条 組合管理有料施設の使用料は別表1から別表4までのとおりとし、第4条の規定により管理者の許可を受けた者（以下「使用者」という。）から徴収する。

(使用料の減免)

第7条 前条の規定にかかわらず管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し又は免除することができる。

- (1) 公共団体が公共又は公益のために利用するとき。
- (2) 災害その他やむを得ない事態の発生により、応急用の施設として利用するとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める事由に当たるとき。

(使用料の返還)

第8条 既に納入された使用料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。

(2) 管理者が返還することを適当と認めたとき。

(目的外使用又は、使用権譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、組合管理有料施設をその目的以外に使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用者の義務)

第10条 使用者は、組合管理有料施設の使用を終わったとき、使用の許可を取り消されたとき又は使用を中止させられたときは、直ちに、施設を原状に復して、管理者に引き渡さなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者が組合管理有料施設又は附属設備機器その他の物件を損傷し、又は紛失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、管理者において損害を賠償させることが適当でないとき、この限りではない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、組合規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日条例第3号)

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 (平成18年11月8日条例第10号)

この条例は、平成18年12月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月15日条例第3号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月19日条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月13日条例第2号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

#### 別表1 (第6条関係)

##### バーベキュー施設(野外炉)使用料

区分	単位	使用料
10人用野外炉	1時間につき	700円
20人用野外炉	1時間につき	1,400円

備考 1 20人用野外炉の半分を使用する場合は、10人用野外炉の使用料を適用する。

#### 別表2 (第6条関係)

##### 野外ステージ使用料

営利、宣伝を目的としない催物				興行及び営利、宣伝を目的とする催物			
時間区分			1時間につき	時間区分			1時間につき
8:30~12:00	12:00~17:00	8:30~17:00		8:30~12:00	12:00~17:00	8:30~17:00	
940円	1,340円	2,270円	270円	9,340円	13,350円	22,700円	2,670円

別表3（第6条関係）

## ターゲット・バードゴルフ場使用料

時間区分	一人につき		年間使用料 (パスポート)	団体使用
	大人	中学生以下		
8:30～12:00	300円	100円	10,000円	28,000円
12:00～17:00	400円	200円		
8:30～17:00	700円	300円		

備考 団体使用とは、競技会等で管理者が認めた場合とする。

別表4（第6条関係）

## 多目的運動広場使用料

## 1 団体使用料金（野球場・サッカー場）

アマチュアスポーツ				営利・宣伝を目的としないアマチュアスポーツ以外の催物				興行及び営利・宣伝を目的とする催物					
時間区分			1時間につき	時間区分				1時間につき	時間区分				1時間につき
8:30～12:00	12:00～17:00	8:30～17:00		8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	8:30～17:00		8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	8:30～17:00	
2,700円	3,430円	5,300円	720円	7,800円	10,390円	9,050円	15,810円	2,280円	26,720円	35,250円	29,010円	52,310円	7,280円

- 備考
- 1 団体の人員が200人を超える場合は、この表に定める団体使用料金の額の100分の50に相当する額を加算した額をもって団体使用料金の額とする。
  - 2 団体使用料金の適用を受ける団体は、その人員が20人以上の団体とする。ただし、その人員が20人に満たない場合であっても野球場又はサッカー場を専用するときは、団体使用料金を適用する。
  - 3 団体使用料金の適用を受ける場合において、やむを得ない理由により許可使用時間を超えて使用するとき、又はこの表の時間区分の欄に掲げる時間の区分によらないで使用するとき、その超える時間又は使用時間について、この表の「1時間につき」の欄に掲げる金額（1の適用を受ける場合には、1による額）による使用料金を徴収する。
  - 4 使用時間が許可使用時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。

## 2 照明使用電力の使用料金

時間区分	野球場	サッカー場
1時間につき	870円	1,090円